

令和7年度 普通肥料原料(MAP)売払い(その2) 契約書

島根県(以下「売主」という。)と_____ (以下「買主」という。)とは、令和7年度における普通肥料原料(MAP)売払いについて次のとおり契約を締結する。

(契約の要項)

第1条 売主は、その生成に係る次の普通肥料原料(以下「原料」という。)を買主に売渡し、買主は、これを買受ける。

- (1) 生成物の種類 MAP(りん酸マグネシウムアンモニウム)
- (2) 形 状 外観:淡黄色の顆粒状
直径:0.5mm~1.0mm程度
- (3) 契約単価 MAP資材単価:1トン当たり_____, 000円
MAP運搬単価:1回当たり_____, 000円
- (4) 売り払い価格 搬出日ごとのMAP売払い数量に単価を乗じて得た額から、1回当たりの運搬費単価を控除した額とする。
- (5) 消費税及び地方消費税額 上記(4)により算出した額に消費税及び地方消費税率を乗じた額とする。
- (6) 契約保証金 _____円 又は免除

(契約期間)

第2条 この契約の存続期間は、契約日から令和8年3月31日までとする。

(引渡し日の連絡)

第3条 売主は、次に掲げる事項を事前に買主に連絡する。

- (1) 普通肥料原料名
- (2) 引取り可能な形状
- (3) 見込数量
- (4) 引渡し予定期日

2 買主は、売主から前項の連絡を受けたときは、速やかに運搬車両を手配し、別紙様式1による買受書を売主に送付する。但し買主は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ売主の了解を得たうえで引渡し期日の変更することができる。

(引渡し)

第4条 原料の引渡しの場所は原則として宍道湖東部浄化センターとする。

2 買主は、原料の引渡しを受けたときは、別紙様式2による受領書を売主に発行する。

3 個々の取引は、買主が前項の規定による受領書を発行したときに完了する。

(代金の支払)

第5条 売主は、前条第3項の規定により買主が発行した受領書を、原料引渡し日の属する月の末日をもってとりまとめ、当該月分の原料売払代金を算定し納入通知書を発行する。

2 買主は、前項により通知された代金を、売主が発行する納入通知書により、原料

引渡し日の属する月の翌月末日までに納入しなければならない。

(遅延利息)

第6条 買主は、前条第2項に規定する期日までに代金を支払わなかったときは、その未払金額について、当該期日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率。）の割合を乗じて計算した金額を売主に支払わなければならない。

(危険負担)

第7条 引渡し前に生じた原料の亡失、変質等は、買主の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、全て売主の負担とする。

(契約不適合責任)

第8条 買主は、引渡しを受けた原料に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態があるときは、当該原料の引渡しを受けた日から30日以内に代替物の引渡し、不足物の引渡しを請求することができる。

(単価の改定)

第9条 この契約の締結後において、市場価格に著しい変動があったとき等は、売主と買主が協議のうえ、単価の変更を行うことができる。

(契約の解除)

第10条 売主及び買主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 売主又は買主が、相手方の承認を得ないで、債務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせたとき
- (2) 売主又は買主が、履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に債務の全部又は一部の履行をする見込みがないと認められるとき
- (3) 売主又は買主が、債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
- (4) 売主又は買主がこの契約に違反し、相手方が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その違反を是正しないとき
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的を達することができないと認められるとき
- (6) 買主が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき

(権利の譲渡等)

第11条 買主は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または引受けさせてはならない。

(協議)

第 12 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に疑義が生じたときは、売主と買主が協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、売主と買主が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

売主 島根県松江市竹矢町 1 4 4 4 番地
島根県
島根県宍道湖流域下水道事務所長
江角 豪人

買主

暴力団排除に係る特記事項

(基本的事項)

第1 買主は、島根県暴力団排除条例（平成22年島根県条例第49号）の基本理念に基づき、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

(下請等からの排除)

第2 買主は、本契約に係る業務の下請又は再委託（買主が直接又は間接に指揮監督を行うべきもので、数次の下請又は再委託を含む。）に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を関与させてはならない。

(契約解除)

第3 売主は、買主又は本契約の下請負人が島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）第4条第1項の規定により入札等排除措置対象者に指定された場合は、本契約を解除するものとする。

(不当介入等への対応)

第4 買主は、本契約の履行に当たって暴力団等から不当介入又は下請等への参入の不当要求（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、売主に報告するとともに警察に通報しなければならない。

(2) 買主は、本契約の下請負人が不当介入等を受けたときは、当該下請負人が直ちに警察に通報するとともに売主に報告するよう指導を行わなければならない。

(3) 買主は、不当介入等を受けたことにより履行遅延等が生じるおそれがある場合は、売主と協議しなければならない。

(4) 不当介入等を受けた買主又は下請負人が、上記(1)又は(2)の報告及び通報を怠ったと認められるときは、売主は買主に対して、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。